

## シンポジウム「北朝鮮の人権状況の改善に何ができるか」

### 齋賀人権担当大使基調講演

(12月14日 於：韓国YMCAホテル)

#### 1. はじめに

- 我が国の喫緊の、そして国民的な課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会が全体で取り組むべきものであると考えます。

国際社会の一員たる我が国においても、北朝鮮当局による人権侵害問題をテーマとしたこのようなシンポジウムが、「北朝鮮難民救援基金」、「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」といった民間の皆様の手により開催されることを大変心強く思うとともに、関係者の皆様に心より敬意を表します。

- 先ほど御紹介いただきましたとおり、私は2005年12月6日に我が国として初めて設けられた「人権担当大使」を拝命し、様々な人権・人道に関わる問題に携わって参りました。

その中でも、この2年の間、人権担当大使としての役割の非常に多くの部分は、北朝鮮における人権問題に関わるものでありました。就任直後の2005年12月8日、9日にソウルで開催された「北朝鮮人権国際大会」への出席を始めとして、世界各地で開催された数多くの北朝鮮の人権問題に関する国際会議に出席いたしました。こうした中で、米国のレフコウィッツ北朝鮮人権特使、ムンタボーン国連北朝鮮人権状況特別報告者といった方々との議論や意見交換を重ね、微力ながら北朝鮮の人権問題解決へ

の国際的連携の強化を進めて参りました。

- 我が国では、北朝鮮の人権侵害問題と言えば、我が国国民が直接の被害者となっている拉致問題が最大の関心事であり、かつ最も解決が急がれる問題として認識されています。しかしながら、同時に、北朝鮮については、過酷な人権蹂躪、脱北者問題、日本人配偶者問題など、拉致問題以外にも数多くの人権侵害問題が指摘されていることも事実です。

本日は、北朝鮮内の人権侵害問題全般に対する理解を深めていただくという観点から、北朝鮮における人権侵害問題一般、脱北者問題、日本人配偶者問題の3点について取り上げたいと思います。

## 2. 北朝鮮における人権侵害問題一般

- 高度に情報統制が行われている北朝鮮については、人権侵害の問題はもとより、その内部事情が極めて分かりにくいという現実があります。しかし、ムンタボーン北朝鮮人権状況特別報告者は、北朝鮮の近隣諸国である日本、モンゴル、韓国を訪問し、北朝鮮を脱出した人々からの丹念なインタビュー等、地道な調査を積み重ね、北朝鮮の人権状況を明らかにする努力をしてきました。
- 今年9月に公表されたムンタボーン特別報告者の報告書は、抑圧的な北朝鮮政府の下で基本的な自由が著しく制限されており、北朝鮮内には拘禁施設として、政治犯収容所である「管理所」、長期収容所である「教化所」、一般の拘禁施設である「集結所」、

労務施設である「労働鍛錬隊」が存在していることを指摘しています。

この他にも主要な懸念事項として、食糧の権利、難民又は庇護を求める者に関する権利、女性や児童等の弱者に関する権利などの幅広い分野において人権が侵害されていることが指摘されております。

- また、米国国務省が今年3月に発表した「各国人権状況報告書」の2006年版では、北朝鮮においては、住民を「核心層」、「動揺層」、「敵対層」に分類し、就職、教区、住居などにおいて差別的な扱いを行ったり、密告制度があり、洗脳が行われていること、また、児童の栄養状態が極めて劣悪であることなどが指摘されています。

- さらに、我が国とEUが共同で国連総会第3委員会に提案し、今年11月に97か国の賛成を得て採択された北朝鮮人権状況決議では、北朝鮮による外国人拉致の問題と共に、枚挙に暇がないほど多くの北朝鮮内の人権問題について、極めて深刻な懸念が表明されています。

具体例を申し上げますと、公開処刑・拷問・多数の強制収容所の存在、思想・良心・信教・言論・結社・移動の自由に対する制限、女性・児童・高齢者に対して深刻な栄養失調等をもたらしている経済的・社会的・文化的権利の侵害、北朝鮮に送還された北朝鮮市民に課される非人道的な取扱いや制裁、女性の人身売買・強制墮胎等の女性の人権の侵害、障害者の人権の侵害等など、人

間社会として到底許されざる権利侵害が指摘されております。

- このように、北朝鮮内における広範な人権侵害の存在は国際社会において広く認識され、憂慮されており、この問題への対処は、まさに国際社会を挙げて取り組むべき課題となっています。

### 3. 脱北者問題

- こうした広範な人権侵害の存在が指摘される北朝鮮では、1995年頃から、自然災害の多発や食糧難、工場稼働の停止など、過酷な経済状況などが伝えられるようになり、この頃より、北朝鮮から脱出する人、いわゆる脱北者が増大し始めたと言われております。

北朝鮮を脱出した脱北者は、主に中国に滞在・潜伏しており、他には、モンゴル、タイ、ラオスなどのアジア諸国にいとみられています。こうした脱北者は、これらの国から見れば不法入国者であるため、滞在国当局の取締りや北朝鮮への強制送還などから逃れるために潜伏生活を送り、また、韓国などへの入国を求めて、外国の大使館などに侵入する、いわゆる「駆け込み」を行う例も見られます。脱北者の実態を把握することは極めて困難ですが、現在、中国に数万人から数十万人の脱北者が存在しているとの情報もあります。

- こうした脱北者を直接支援されている民間団体の皆様にとっては当然御案内のこととは思いますが、脱北者が北朝鮮を脱出した後の最終的な定住先としては、韓国、米国、我が国などが挙げら

れます。

- この中でも、韓国政府は、1997年に制定された「北韓離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」に基づき、海外に滞在している脱北者が韓国行きを希望する場合は、人道主義と同胞愛の観点から、全員を受け入れるという原則の下、既に1万人以上の脱北者を受け入れたことが明らかにされています。
- また、米国も、2004年に制定された「北朝鮮人權法」を踏まえ、昨年5月以降、脱北者を受け入れているものと承知しています。
- 我が国においても、脱北者が日本国籍を有する場合には、邦人保護の見地からその方をしかるべく保護してその安全を図っていますし、また、脱北者が元在日朝鮮人の方である場合などには、個々の事案に関する事情を具体的に検討した上で判断するとの方針に基づき、対処しております。

政府としてこれまでに関知している範囲では、100名以上の脱北者が我が国に入国しております。

なお、本邦に受け入れた脱北者に関しては、昨年制定された、いわゆる「北朝鮮人權法」を踏まえ、内閣官房が中心となって、関係省庁間の緊密な連携の下、より円滑かつ迅速に定着支援のための施策を推進していくことを確認しております。

#### 4. 日本人配偶者問題

- 次に、我が国との関連が特に深い「日本人配偶者問題」を取り上げたいと思います。

- 北朝鮮は「地上の楽園」であるとの宣伝が行われていたこともあり、1959年から1984年まで行われた帰還事業により、93,340名の在日朝鮮人の方々などが、北朝鮮に渡航しました。

この中には、朝鮮半島出身者である夫に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者も多く含まれておりました。

- 政府としては、このような日本人配偶者の方々の安否確認や故郷訪問を、人道的観点から対処すべき問題と位置づけ、様々な取り組みを推進して参りました。

- 例えば、従来より、日本人配偶者の親族に対するアンケート調査を実施するとともに、親族の要望に応じ、日朝の赤十字間のルートを通じて、北朝鮮側に対し安否調査の要請などを行ってきております。

これに対し、北朝鮮からは、若干名の安否についての連絡及び手紙の伝達はありましたが、残念ながら親族から安否確認の要請があったすべての配偶者などの安否が確認されているわけではありません。

- また、1997年8月に北京で行われた日朝国交正常化交渉再開のための予備会談において、日朝双方は、北朝鮮在住の日本人

配偶者の故郷訪問が、本人の意向を尊重して早期に実現されることが必要であるとの認識で一致したことから、政府は、日本赤十字社に対し、北朝鮮在住の日本人配偶者の故郷訪問の準備、実施を依頼しました。これを受けて、日朝間の赤十字ルートを中心に調整が行われた結果、1997年11月に15名、1998年1月から2月に12名、2000年9月に16名の、計3回43名の故郷訪問が実現しました。しかしながら、その数は43名に過ぎず、また、第4回目の故郷訪問は、2002年10月に開催された日朝国交正常化交渉第12回本会議の後に行われることとなっておりましたが、現在に至るまで実施されておられません。

- 日本から北朝鮮に渡った方々は、北朝鮮において、「敵対層」に位置づけられて、監視の対象とされ、飢えに苦しむ劣悪な環境下での生活を余儀なくされていると言われており、こうした悲惨な境遇に置かれた日本人配偶者の中には、北朝鮮を脱出する方も少しずつ現れてきています。

政府としては、一刻も早く日本人配偶者の方々の安否確認や故郷訪問を実現すべく、北朝鮮に対し、引き続き粘り強く働きかけていきたいと考えております。

## 5. おわりに

- 我が国では、喫緊の、そして国民的な課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組む課題であるとして、国際社会と連携しつつ、この問題の実態を解明し、その抑止を図ることなどを目的と

する「北朝鮮人権法」が、昨年6月に制定されております。

- 北朝鮮という特殊な地域における人権侵害の抑止を図るためには、各国政府、国際機関、民間団体などとの情報交換を通じて北朝鮮内の人権侵害の実態解明を進め、それに応じた適切な施策を推進する必要があります。

本日の会合では、北朝鮮内の人権侵害について、どのような問題があり、それに対して、政府や地方公共団体、民間の支援団体がどのような役割を果たすべきかについて、議論が深まることを期待したいと思います。

- 最後に、本日のシンポジウムが実りあるものになるように祈念し、私の基調発言を終わらせていただきます。御静聴ありがとうございました。

(了)

北朝鮮の人権侵害問題の改善に何ができるか 2007/12/13

北朝鮮難民救援基金 加藤 博

北朝鮮には深刻な人権問題が存在する。その根源となるのは、金正日の軍事独裁体制による国民の支配とそれを可能にする統治機構である。この体制を守り維持するために、国民の生きる基本的な権利を乱暴に蹂躪している。

また、その一方で、この体制から脱出してきた脱北者難民を助ける NGO を名乗り、あるいは、キリスト教の宣教師や伝道師を名乗り、脱北者難民から、わずかな所持金まで巻き上げたり、宣教の道具に使っている例が見られる。これは、救援を看板に弱者を利用する人権侵害行為である。

ここでは体制側からの人権侵害と、体制の人権侵害から弱者を救済する立場だと信じられている NGO やキリスト教伝道師、宣教師、牧師を名乗る側の問題点を指摘しつつ、どのように人権状況を改善するかを考えたいと思う。

北朝鮮の人権侵害が改善されるためには、軍事独裁体制から、よりましな民主的な政権に変わらなければ、どんな人権の改善も期待できない。なぜなら人権の改善は、独裁体制を否定し、崩壊に導く危険性をはらんでいるからである。

私たちは、北朝鮮政府の人権侵害の事実を繰り返し世界に提示し、普遍的な人権の尊重を国際社会が要求し、圧力をかけ、そして対話もすることが、きわめて重要である、と考える。

拉致問題の解決はこの枠組みで考えなければ世界的な規模での支持や共感を得ることは難しい。国家主権の侵害という枠組みだけでは、行き着くところは国家権力の衝突、戦争でしかない。そこまでいかないまでも二国間の問題とみんされ、解決はさらに遠のく。

北朝鮮では、現体制に疑問を持ったり、雑談の中で疑問をさしはさんだり、批判をしたり、苦情を言い立てたりすれば、たちどころに国家安全保衛部に逮捕、投獄される。あるいは監視対象となる。一度監視対象となったなら、電気も水道もない遠隔の僻地に追いやられる。労働鍛錬隊、労働教化所、監理所という名の政治犯収容所に送られる運命を免れることはできない。治安監視網の犠牲になった人は 200 万人を越える。監理所には、20 万人を越える人が囚われていると言われている。人々は恐怖の統制の中で生きているのである。

その上、この体制は、支配層である核心階層、革命的でないとする動揺階層、かつて地主や工場主、商店経営者、朝鮮戦争時に親族が韓国に逃げたとされる人々の敵対階層の 3 階層に区分けされている。北朝鮮に生れる人は、その人の意思に関わりなく核心階層の人は核心階層であり、敵対階層の人はどんな意努力しても、核心階層に分類されることはない。そこから抜け出すことはできない身分制度にしばられている。

核心階層に属するおよそ 200 万人には、生活上の優遇措置があり、食糧も住宅も保証されている。しかし、動揺階層や敵対階層に属する人々は、食べて生きるという最低の権利が危うい状況にある。人々は生死と隣り合わせの生活を強いられている。生きるためには、自衛、自助努力するしかない。そのために多くの人々が、生きる自由を求めて北朝鮮から脱出する。中国と朝鮮の 4000 キロメートルに及ぶ国境線を越えて中国に流入する。

北朝鮮の人権侵害の中でもっとも深刻なのは、人身売買だろう。生きるために、人身売買の罠に陥るしかない女性たちの運命である。

北朝鮮難民救援基金が救援活動の中で遭遇した人身売買の最年少者は 8 歳の少女であった。母親と一緒に売られたのだが、母親は中国国境の延辺朝鮮族自治州の和龍市にある人身売買のブローカーの家で娘と 10 日ほど暮らしただけで、よそに売られた。娘はあまりにも幼いために、人身売買をする中国朝鮮族の家で 14 歳まで育てられ、その後、河南省の保定市 (Baoding City) の漢族の農民に 2000 人民元で売られた。

そして、その少女は 16 歳で母親になった。愛のない男と女の結びつきだけで、夢も希望も育たないあまりにも貧しい中国の農民の生活に耐えられず、4 歳になった子どもを置いて男のもとを去った。

人身売買のブローカーの力を借りて別の漢族の農民の嫁となってうられる道を選択したのだった。その少女は自分の母親と同じ運命をたどっているのである。一家離散、人身売買の犠牲になるしか生きる道を選択できない、これほど過酷な運命があるだろうか。

この例は、決して極端な例外的な事例ではない。北朝鮮を脱出する女性は若くても、年齢が 50 歳台であっても農村に売られていく道がある。

なぜこのようなことが起きるのか、人身売買は中国でも非合法であり、犯罪である。北朝鮮女性が中国の闇社会で生きなければならないのは、中国政府が

北朝鮮からの脱出者を「彼らは不法入国者であり、不法滞在者である」という公式見解を変えないのが、悲劇を生む原因である。北朝鮮からの脱出者が、拘束され北朝鮮に送還されれば、北朝鮮刑法 47 条の国家反逆罪で厳罰に処せられると分かっているが、中国が送還するという問題がある。

これは、明らかに「難民条約」に定めた、難民に該当する。しかし中国政府が国際条約の批准国でありながら、国際条約を遵守しないという、はなはだ遺憾な態度が悲劇を助長している。脱北者が、非合法的な存在と見なされている限り、自ら受けた不利益を中国公安に訴えることができない。訴えれば、北朝鮮に送還されるから、中国闇社会でどのように取り扱われようと訴えることができない。中国政府は自ら批准した難民条約を遵守しなければならない。国際社会は、もっと強く中国に法令順守を求める必要がある。

中国政府が法令を順守し、脱北者を難民と認めれば、人身売買ブローカーと中国公安の癒着もなくなる。「難民の地位」を認められ、自由な居住地を選択、新しい生活の可能性が開ける。

中国人と北朝鮮女性の間で生まれた子どもの問題も深刻な問題に発展する。合法的な入国と「結婚」は別の悲劇を生む。北朝鮮女性は常に送還される危険と隣り合わせにいる。中国人夫は、子どもを扶養する力がなく、北朝鮮女性の妻が強制送還されると子どもは孤児となる例が多い。北朝鮮から中国に滞留する脱北者の数は 10 万人をくだらないと言われ、その 70 パーセントは、女性である。これらの女性が一人の子どもを産むと 7 万人の子どもが誕生する計算である。何処にも登録されない無国籍児が存在することになる。この子どもたちは、母親と一緒に強制送還されても「外国人の種」だと、北朝鮮から入国を拒否、受け取りを拒否される。少なく見積もっても 5 万人、最大で 7 万人の無国籍児が 2000 年以降、中国国内で誕生し、無権利状況で暮らしている。この子どもたちはやがて再び人身売買や臓器売買の犠牲になることが予想される。中国の黒社会、闇社会を肥やすことになり、やがて中国の大きな社会問題となる。

中国政府は、中国籍に合法的な身分を持つ中国人と脱北者の北朝鮮女性の間で子どもが存在する場合は、北朝鮮女性を強制送還することなく中国の合法的な身分を与えるべきである。また事情によっては、何年かの猶予期間の後に合法的な身分を与えることも必要だと思われる。

もし中国政府がそのような措置を取る勇気があれば、国際的な人身売買容認

国であるとのキャンペーンを避けることができる、そして必ずしも人権問題の後進国ではないとの印象づけに成功するであろう。

私たちは、この目的を達成するために、各国の国会議員や中国との友好団体を通じて働きかけをすることが必要だと考える。

中国公安(警察)に逮捕され、強制送還される北朝鮮女性は数知れない。再脱出できた多くの女性たちは、中国人夫の下に戻ってくることは多いが、中国に留まることは事実上不可能で、生き延びるために第三国を目指すしか生きる道はない。

そのときに助けになるのは NGO や韓国人キリスト教牧師、伝道師である。しかし、助ける側にも問題があると指摘されている。

北朝鮮から脱出し、韓国で韓国市民権を得た後、再び中国に渡り、脱北者を第三国に逃すビジネスをする者たちが、活発に動いているからである。

彼らは NGO を名乗り、時に、キリスト教の韓国人伝道師を名乗り、脱北者女性に 300 万-1000 万ウオンの所持金があるかどうかを訊ね、金を持っていれば助ける、持っていなければ借用書や預り証を書かせて、彼らが韓国に到着後、政府が支給する定着資金から支払うとの担保を取る。その借用書、預り証は、韓国のやくざグループにわたり、厳しい取立ての材料となる。せつかく韓国に到着しても生活が立ち行かなくなり、売春の道に転落する例さえ報告されている。

中国で宣教活動をする韓国人キリスト教牧師の中には、「教会で2ヵ月間勉強しないと、韓国に連れて行かない」と、弱い立場の脱北者を利用して宣教活動をする例が目につく。

「毎月収入の1パーセントを献金します」と毎日唱和させたり、「百万ウオンの1パーセントはいくらですか?」と献金額を答えさせたり、あの手この手で脱北者を試し、一定の正解をする人に優先順位をつけて、安全地帯に連れて行くという例が見られる。

韓国キリスト教会の宣教活動のあり方は、立場の弱い脱北者の人権を侵害し、それを利用していると批判されても、言い訳はできないだろう。

弱者の人権のために、正すべきところは正さなければならない。良心的な韓国のキリスト者たちは、自分たちの名誉のためにこのような悪弊を正す努力を求めたい。■

# 北朝鮮の人権状況の改善のために何が出来るか？

海老原 智治

Director, the Association for the Rescue of North Korean Abductees, Chiangmai  
(ARNKA)

infoarnka@gmail.com

## 1. タイ-北朝鮮関係とタイが直面する北朝鮮人権問題

タイは長く韓国と北朝鮮の双方と国交を有し、韓国とは1958年に、北朝鮮とは1975年に国交樹立している。タイと北朝鮮は今年で国交32年目となる。この32年の間、タイと北朝鮮は要人の相互訪問を繰り返し、文化交流事業や経済交流が進んできた。特に貿易面では、タイ税関のデータによる2006年の北朝鮮の対タイ年間貿易高は13,741,571,735バーツ（1バーツ=約3.75円）で、北朝鮮にとっては中国・韓国に続き対外貿易額第3位の相手国となっている。

その一方、2005年にはチャールズ・ジェンキンスさんの証言と北朝鮮から持ち帰った写真により、タイ人拉致被害者1名の存在が明らかになった。また、2003年頃以降、中国に逃れた北朝鮮難民が第3国に定住するための脱出先として東南アジアを目指し始めた結果、タイは2006年にはタイ当局による拘束数ベースで約1,000人の北朝鮮難民が流入するなど、現在、中国を除けば北朝鮮難民の最大の脱出先となっている。

タイはこのように、北朝鮮にとって最重要貿易相手国のひとつであると同時に、北朝鮮政府による拉致（=外国人に対する人権侵害）と、北朝鮮難民（自国民に対する人権侵害の結果）の双方で、深い関連を有する国となっている。

## 2. 拉致の状況

現在判明しているタイ人拉致被害者は、1978年にマカオで拉致されたタイ人女性アノーチャー・パンチョイさん1名である。2005年のチャールズ・ジェンキンスさんの証言とその追跡調査から、アノーチャーさんは1978年にマカオに出稼ぎに行った際に当地で拉致され、二人のマカオ人女性と共に船で北朝鮮に連れてこられたことが明らかになっている。

タイ政府は、北朝鮮との関係に配慮してアノーチャーさんの案件を「拉致」とは呼ばず「行方不明者」としながらも、判明直後から北朝鮮との2国間交渉により照会・調査・共同作業部会の設置等を依頼してきたが、北朝鮮側は現在まで一貫してアノーチャーさんの存在を否定しており、これまで具体的な進展は出ていない。証言者のジェンキンスさんに対しては北朝鮮はでっち上げだと非難している。

その他、1982年には10名のタイ人女性が日本に行くと言われて、1年間北朝鮮の外貨食堂で働かされ翌年帰された事例が明らかになっている。さらに、2006年7月末にはソウルでタイの偽パスポートを所持した北朝鮮工作員が逮捕されている。

## 3. 北朝鮮難民の状況

2006年にはタイの警察当局の拘束者数ベースで約1,000人の北朝鮮難民がタイ国内に流入しているが、タイはこれまで北朝鮮難民を本国送還した事例はなく、そのため、タイに入国した全員が第三国に出国することになっている。但し、北朝鮮難民はタイの制度上難民とは見なされず、密入国者としての取り扱いを受け、当局に発見された場合には拘束・起訴され有罪判決を受けることになる。刑罰を含む行政手続が終了した後に入管収容所に移管され、第三国への出国を待つことになる。

タイ政府は2006年9月以降、北朝鮮難民に対する取締りを強化し、それ以前にバンコク

周辺に複数存在した大規模なシェルターはすべて捜査対象となり、潜伏者は拘束された。現在新たに流入する難民は、自らタイ警察に出頭する事例が多くなっている。

現在、タイ政府の入管収容所に受け入れる北朝鮮難民数が膨大し、収容可能人数を大きく上回り、著しい環境悪化を招いている。韓国側の受け入れペースが月に20人程度で流入数するに追いつかないことも状況に拍車をかけている。また、タイ当局に朝鮮語・韓国語を解する人員がほとんどいないため、現場での北朝鮮難民への対応に著しく支障を来たす状況にある。

北朝鮮難民問題の社会認知は、今年ようやく主要なメディアがまとまって取り上げるようになってきたところである。しかし個別の事案を表面的に伝えることが多く問題構造への踏み込みが浅いため、問題実情の社会認知は低い。

#### 4. ARNKA（アーンカ）の取り組み

タイは北朝鮮と国交を有し、北朝鮮にとっての最重要貿易国のひとつであることから、タイは北朝鮮人権状況の改善に大きな影響力を行使できる可能性がある。しかし、タイ社会での北朝鮮に対する一般的な認知と関心はきわめて低く、拉致や脱北を含めた人権侵害状況が社会的な支援対象として認識される状況にはない。

問題の社会啓蒙が強く求められていると言えよう。

そのため、本会のようなタイのNGOが果たすべき北朝鮮人権状況改善のためのアプローチには、拉致と脱北の個別案件に対しての支援を行うこととあわせ、タイが現に直面している拉致被害と大量の難民流入が、共に北朝鮮国内の独裁的な人権抑圧体制に根本的原因有する人権侵害問題だという「問題構造」を、タイ社会に発信して社会的理解を勝ち得てゆくことが極めて重要であると考えている。

この方面での取り組みとして、2007年9月にタイで初開催した第1回バンコク北朝鮮人権状況国際会議（拉致と難民）がある。タイ政府の独立機関である国家人権委員会が共催したことにより、同委員会の北朝鮮人権問題に対する理解が高まり、会議後には人権委員が入管収容所を視察するなどの具体的な関与がなされ、会議開催はさまざまな成果をもたらした。

本会はまだ、問題の体系だった発信のために、内容に信頼がおける書籍や映像を重視しており、2007年にはチャールズ・ジェンキンスさんの著書『告白』タイ語版と映画「めぐみ-引き裂かれた家族の30年-」タイ語字幕版の作成を行った。2008年には北朝鮮難民関連のタイ語翻訳書の出版を行う予定である。また、第2回国際会議を催行する準備をしている。これらを基に、タイ社会のさまざまな方面に北朝鮮人権問題の働きかけを行っている。

#### 5. 今後の展望

タイは2006年9月に軍事クーデターが発生し、現在も暫定政権の統治下にあるが、2007年12月23日に民政完全移行となる総選挙が実施される。国会の復活後には、タイが直面する北朝鮮人権問題を、政府レベルのみでなく議会レベルでも対処がなされる道が開かれる。

2008年の動きは、議会の取り組み、それに独立機関である国家人権委員会の取り組みが、タイ政府が北朝鮮人権問題改善に向けて、従来の対応から踏み出すかどうかの大きな鍵になると考えられる。本会としても連絡を強化してゆきたいと考えている。

## 北朝鮮の収容所の非人道的犯罪 今、何を？

議長、人権 NGO のメンバーの皆様、人権活動家の皆様、日本の皆様、メディアの皆様、ここにおいでですべての特別な国際社会の一員たる皆様

北朝鮮は、世界で最も隔離された国であり、人間性、正義、および法治主義を犠牲にしながらか権維持に熱心な冷戦時の時代錯誤の中にある国です。従って北朝鮮の人権状況に関する信頼できる情報はこの国の内外で極めて限られております。

しかし、東欧およびソ連での共産主義の崩壊の結果、北朝鮮と外の世界との間の接触は、1990 年代中期以来あらゆる段階で劇的に増えてきました。結果として、北朝鮮の人権状況の真実は、政府の堅く握りしめたこぶしのすきまから滑りおちてきはじめました。

その結果、北朝鮮の収容所に関する納得できる、一貫している証拠が様々な個人や信頼すべき筋から私達に届くようになりました。収容所の隠された違法な衝撃的実体や約 200,000 人の女性や子供を含む無実の普通の人々が、逮捕、起訴、公判といった法的手続きを受けずに拘禁されている状況が今日私たちの知るところとなったのです。

北朝鮮の収容所および普通の刑務所は最悪で恐ろしいものです。ソビエトの収容所やナチスの強制収容所で行われた以上の犯罪が行われており、それが広い国際的な非難や行動のないまま何年も何年も続いてきています。北朝鮮では、数十年もの間、こうした忌むべき犯罪が無慈悲に体系的に続いてきました。

こうした収容所があること、そしてそこでの最低最悪の残酷な状況は否定できない事実でたくさん目撃者の証言が報告されています。現実には、この会場にも、こうした収容所から逃亡してきた元囚人、こうした収容所の何ヶ所かで働いていた看守そして、彼らを監督することを業務としていた元の政府高官が来ています。彼らは皆、北朝鮮政権が自国民に対して犯している衝撃的・非人道的犯罪を証言しました。

北朝鮮のキャンプのうちの 1 つの元囚人、シンドン・ヒョクさんをご紹介させていただきたいと思います。私の道徳的義務感をご理解下さい。

彼は収容所で生まれ、そこで 24 年間を過ごしました。従って、彼はキャンプの外の世界の、また、北朝鮮の知識さえを全然持っていませんでした。彼が学んだことは、読み、書き、足し算引き算がすべてで、それも最も初歩的なレベルだけを教えられました。例えば彼は九九（掛け算）を学びませんでした。彼の最も重要な毎日のレッスンは、キャンプの規則にいかに従順に従うかということ、言い換えれば、いかに完璧な奴隷の生活を送るか

ということでした。

2005年1月、彼は、キャンプを奇跡的に脱出し、逃走中の20日間に、初めて北朝鮮の社会を見ました。彼は2005年早くに、中国に着きました。彼は、高山の木材伐採現場で約1年間働き、そこで一人の韓国人に出会い、彼の助けで韓国に昨年くることができました。

ソウルの北朝鮮人権データベースセンター（NKDB）の研究者たちは、2,000人以上の北朝鮮人と会見し、これで集めた多くの証拠を分析しました。NKDB研究者は、北朝鮮の証人に会談する上で、最も博識かつ明晰なエキスパートであり、こうして集めた資料を検証し確認するエキスパートでもあります。

NKDB エキスパートたちは、数ヶ月間、シン ドン・ヒョクと無数のインタビューを実施し、彼の証言を精査し確認し分析しました。これらの頻繁なおよび徹底的なインタビューに基づき、私達はシンさんが本人であることおよび彼の物語が真実であることを確信しています。ロンドン大学大学病院医学校の Gill Hinshewood 博士は16年間拷問犠牲者の治療に当たってこられた幹部医師ですが、彼の医学的レポートがシンさんの証言の真実性を支持しています。彼女は2007年6月22日にロンドンで Shin さんを診察しました。彼女のこのレポートは配布いたしますので是非お読みください。

明日の会議で Shin さんから直接話を聞く機会を設けます。彼は先月彼の自伝を出版しましたが、日本語での出版も早く実現することを願っております。ここにおいででの他の証人は、安明哲さん、1987年から1994年までの間、政治犯収容所 No. 11、13、22、および26で元看守をしていました。彼は1994年9月に脱北し、その年の10月に韓国にきました。もう一人の証人ノ ヒョクさんは北朝鮮の元特別諜報部員であり、97年から98年の間、特別機動部隊員として収容所 No. 22 で働きました。彼は1999年7月に北朝鮮を脱出し、2000年4月に韓国に到着しました。

疑いなく、彼らの報告全般、特に Shin さんの報告は、北朝鮮の非人道的犯罪の真実から目をそむけることを選ぶ人々の恥辱を明確にします。同時に、彼らの経験の真実は、北朝鮮の核兵器とミサイルの開発を防止することにだけ熱心で、北朝鮮の普通のそして無実の人々の人権を犠牲に捧げるつもりになっている人々に重大な警告となりえます

驚くべき過去を持つシンさんが本日ここにいること自体が、秘密の収容所が北朝鮮に存在するかどうかという長い議論を一蹴してしまいます。彼がここ、私達の前にいることで、私達は、最悪そして最も嘆かわしい非人道的犯罪、人類の平和への重大な挑戦を確認することができます。

それでは今何を？犠牲者たちは今日私達と少しも個人的に関係ない人たちだから、私達は、何もせず座っているだけにしますか？私達は、北朝鮮の国家による非人道的犯罪の強い自明の証拠を前にしながら、沈黙の罪を犯すのですか？

私は、私達が、今日北朝鮮で行われている非人道的犯罪を止めさせない限り、このような残虐行為が広がり、世界のどこかで、また次の世代で再び行われることを十分に確信しています。人道に対する犯罪は国際的な犯罪と国際的に考えられて、もう単一の国家の主権、司法権、または領域などで扱いを制限されない理由です。私達は、もしより早くヒトラーを止められたら避けられえたとであろう第二次世界大戦の大きい災難から私達に与えられた歴史の教訓を学ばなければなりません。私は至急北朝鮮についての行動が必要だという強い信念をもっています。今こそ、国際的社會がこれらの進行中の重大な違反を終らせ、大量の殺害、任意の投獄、拷問、および国際的な犯罪から北朝鮮の普通の人々を助けに行く時です。

この状況の下で、私は、この機会を取りあげて、地球全体の責任の問題として、この問題に介入することおよび、この非人道的犯罪を解決する第一歩を踏み出すことを望みます。私達は、国際的な介入が有効に働くと確信しています

この目的のために、私は、ロンドン〈与えられる〉で今年の8月に **Christian Solidarity Worldwide in London** により出版された画期的リポートにご注目いただくことを望みます。**"NORTH KOREA : CASE TO ANSWER A CALL TO ACT** (北朝鮮 行動への呼びかけに答えよう) という題名で、行動および情報の交換を目的として、法律のエキスパート、人権 NGO および活動家の国際的組織を作ることと呼びかけたものです。国連安全保障理事会と国際刑事裁判所の注意を喚起するために、このようなネットワークは、ひとつひとつの証拠を収集して、精査し、考慮して、侵犯の正確な性質とサイズを決定し、取るべき行動を示唆するようにします。

無実の北朝鮮囚人が、世界の自由な人々に忘れられていなかったこと、またこの世界には、彼らの自由を勝ち得るために妥協の無い努力を続けている人達がいることを知ることができるように行きましょう。

今朝のスピーチを終える前に、私に、北朝鮮の非人道的犯罪の問題についての韓国政府の役割についての私自身の意見を付け加えることを許してください。

韓国は、過去の50年、南北に分断されており、これが北朝鮮での金一族政権の有害な増

殖および韓国での軍事政権をもたらす悲惨で嘆かわしい状況をつくってきており、平和な国家として発展することを阻み続けてきました。悲しいことに、朝鮮半島を取り囲んでいくすべての国々は、現状に満足しており、38度境界線の両側の朝鮮半島の人々の苦しみについてはほとんど関心を払いませんでした。

北のキム政権の究極の目的は、南の過去の軍事政権と違って、自身が権力に留まることでした。北朝鮮とロシア、中国のグループと韓国、米国のグループとの間で締結された相互防衛協定の下では統合のための現実的努力はほとんど実行されませんでした。従って、軍事力の動員などは問題にもなりません。その間、韓国人は数千年の間均質であり続けた国家の再統一に努力してきました。

従って、韓国人は、数十年の間決して実らなかった北朝鮮との対決の方針を繰り返すことにも、またすべての韓国人のためにこの最も重要な国家的問題について外部からの助けを待つことにもはや興味がありません。

こうした状況のもとでは、韓国人のための最も明確で現実的な選択は、和解の最初のステップとして、緊張と敵意を緩和することしかなかったことは理解されなければなりません。この目的のために、韓国人は、強硬な北朝鮮人に長年続いた頑固な隔離政策を見なおさせ、協議テーブルに着かせることでした。

北朝鮮との建設的な会話を広げるこの努力において、韓国政府は、2つの国の間の暖かな少なくとも心のこもった関係を築くよう必死に努力しています。明らかなことですが、韓国政府が平和な統合への努力を危険にさらしてまで、この問題を取り上げることを期待できる時期ではありません。従って、韓国政府が北朝鮮の非人道的犯罪に直接的な非難を表明する役割を果たすことなど期待できないように思われます。

さらに、もし韓国政府が北朝鮮に対して公然とこの問題を取り上げるならば、それは、南北関係を特徴付けていた数十年にわたる汚い宣伝合戦へと後退していくリスクを冒すことになるでしょう。北は韓国や西欧諸国が嘘ばかりをひろめ、北朝鮮の内政に干渉しているという非難し続けることになります。これは、人権の危機と戦う我々にとってもけしてよいことではありません。従って、この段階では、韓国政府が北朝鮮の人権問題を取り上げることの効力は非常に疑わしいことです。

つまり、本日私が申し上げたいことは、韓国政府は、北朝鮮の非人道的犯罪の無実の犠牲者を助ける国際的な努力を公然と支持することは不可能だとしても、妨げてはならず、妨げることができるはずがないという、強い、明確なメッセージが韓国政府に伝えられるべきだということです。

ご清聴有難うございました。

権赫 スピーチ原稿

北朝鮮政治犯収容所を人類の名で告発する

>

> 私は北朝鮮の朝鮮人民軍 5454 軍部隊保衛部指導員として 7 年、そして咸境北道国家

> 安全保衛部情報課所属秘密情報部員(大佐)として 7 年間服務し、1999 年自由民主

> 義を求めて大韓民国に入国した権赫(クォンヒョク)といいます。

> 私は 1998 年、22 号政治犯収容所の保衛隊長に任命されました。

> 収容所が縮小される過程で一切の生産設備、炭鉱、食料工場、家具工場、果樹園

> 、農場の設備を点検するのが私の主な業務でした。

> (後に知ったことだが、その後政治犯たちは皆どこかに移送され、ヘンヨン地区の

> 政治犯一部だけを残し、土地は朝鮮人民軍タバコ農場に、炭鉱は北部地区炭鉱連

> 合企業所に移管された)

> 今北朝鮮は冷戦の唯一の遺物として東北アジアの平和的発展を阻害する障害にな

> っています。

> 北朝鮮問題に深い関心を持っている 4 ケ国の中でも日本は韓国と共に北朝鮮の直接

> 的な攻撃目標になっています。

> 今日人権運動家の前には大きな課題が残っています。

> それはまさに北朝鮮の政治犯収容所で獣の扱いを受け、あらゆる強制労働に苦し

> み、名もなく死んでいく収容所の人々の実状を全世界に知らせ、北朝鮮にある政

> 治犯収容所を一日もはやく解体することです。

> 私は 1999 年 8 月大韓民国に入国して以来誰にも話さなかったことをお話しします。

> 私は北朝鮮 22 号管理所で直接勤めた経験のある(韓国入りした)数人の中の一人で

> す。

> 北朝鮮最大規模の 22 号管理所は咸境北道会寧市穩城郡セッピョル(「新しい星」の

> 意)郡を境界として 28 キロに達する広大な CO0h\$G!"13 号、12 号などの政治犯収容所

> と隣接しています。

> 海拔 1000 メートルの山々に囲まれており、冬は風少なく夏は気温が穏かで、農作

> 業に適しており、政治犯を閉じ込めておくには絶好な鉄壁の地形となっています

> 。

> ここは一度政治犯として足を踏み入れれば死んでも出られない生き地獄です。

> また政治犯本人だけでなく、乳飲み子も含む家族の 2~3 代、はなはだしくは 4 代ま

> で連行され死の苦役を強いられます。

> 炭鉱だけでも(中峰、上峰、下峰の 3 坑に) 3 万 5 千人の政治犯が生活しています。

> 収容所には政治犯はもちろんその家族、そして拉致されて故郷へ帰ろうと試みた

> 数十人のアジア諸国の人もいます。

> 日本人拉致被害者も数人いると私は聞いています。

- > 彼らを監視、統制している警備隊は大隊指揮部を除いて 1200 人余り、保衛員を含
- > めて合計 1500 人ほどです。
- > 彼らは完全武装 Au\$G<+F0Jb=F7.62 ミリ弾 1200 発、手榴弾 2 発、銃剣を帯び、完全実戦
- > として行動しています。
- > 当初は弾丸 20 発のみを与えていたのですが、収容所内で頻りに暴動が起き、身辺
- > の安全を口実に 1985 年以後はそうになりました。「反抗するものはその場で殺せ」
- > との金日成、金正日の指示を根拠にしたものです。
- > 収容所外郭には 3300 ？ 高圧線と鉄条網、そして砂板(人や獣が通ると足跡が残る砂
- > 場)があります。
- > 深さは最高 5 メートル、幅 3 メートルの落とし穴の底には釘板(強い針金を木の板に打
- > ち込んだもの)で逃れられない要塞となっています。
- > 収容所内は家族大隊、中隊、小隊、分隊、独身大隊、中隊、小隊、分隊で構成さ
- > れており、農場も 4 つの作業班からなっています。
- > 収容された人々は逮捕、起訴、裁判などの正式な司法手続きは受けていません。
- > したがって彼らには自らを弁護する方法はありません。
- > 彼らはただ連行され、尋問を受け、自白しろと強要されてから管理所に移送され
- > ています。
- > 彼らの家族もやはり訳も分からぬまま管理所に移送されます。
- > 人々は劣悪な食糧と生活条件の中で苛酷な労働をしなければなりません。
- > 配給食糧はかろうじて飢餓を免れる程度しか与えられません。
- > ですから彼らは収容所内の動物、植物、木の皮、蛇などを手当たりしだい食べな
- > いわけにはいきません。
- > 管理所に収容された人々は鉱山で石炭、鉄、金などを採掘したり近くの山で木の
- > 伐採もします。
- > 春と秋には農場に行って作業します。
- > 彼らは一日 12 時間以上、ほとんど休日なしで働きます。
- > 唯一の休日は新年と金日成、金正日の誕生日といった祝日だけです。
- > 第 22 号管理所に課された年間農業生産割当量はとうもろこし 400t、ジャガイモ 20
- > 万 t、大豆 5 万 t、コショウ 1 万 t でした。
- > 農場ではハクサイ、ダイコン、キュウ %j!%"%J%9\$r:OG]\$7!">\_L}\$H%&%%#%9%-%!<\$r@8
- > 産する醸造場もありました。
- > 炭鉱で採掘した石炭は清津火力発電所と清津製鉄所、金策製鉄所に送ります。
- > 収容所は言葉どおり生き地獄です。
- >
- > 朝 5 時になればサイレンとともに 40 代の女性(収容所内では魔女と呼ばれる。
- > 日課統制のために政治犯の中から選び出す、最も悪質に人を苦しめる者)が馬に乗

- > って各村に通い人員点検することから日課が始まり、夕方 8 時まで苛酷な作業に苦
- > しみ、その上さらに革命歴史学習、11 時就寝。毎日毎日反復される日課で犬や豚
- > のように一日一日を生きています。
- > ここに収容されている夫婦は、夫が朝 7 時出勤夕方 7 時退勤すれば、妻は夕方 6 時出
- > 勤朝 7 時退勤するので、夫婦と言っても実際は他人同士です。
- > 彼らから子供が生まれるのを願わないためです。
- > 万一子供ができれば苛酷な刑罰が加えられ、どこに行っても徹底的に孤立し指差
- > され、特に監督官に殴打されるので、出産することはほとんどありません。
- > 子供ができてしまうと、恐れのために産んだ子供を家の台所に埋めてしまう事例
- > が頻発します。
- > 1998 年に北部地区炭鉱連合企業所が炭鉱を引き継いで生じたことをお話ししようと
- > 思います。
- > 炭鉱労働者が政治犯の住んでいた家を修理をしようと台所の床を掘り進んだら乳
- > 児のものと思われる骨が出てきました。
- > これは私が直接目撃した事例です。
- > こういった事例は無数に聞きました。驚くほどのことでもありません。
- > このように 22 号収容所では子供を持つなど想像さえし難いことです。
- > 彼らは徹底的に人数分の労働を割り当てられ、人数分の配給を与えられます。
- > ですから子供を産むその瞬間から 3 人分の労働をしなければならないのです。いっ
- > たい誰が出産を望むでしょうか?
- > 22 号収容所の家は赤いレンガでできていますが、床は土の上にむしろを敷いただ
- > けです。
- > ; 牛の檻のようなものと言えます。
- > 韓国にきてみると豚の檻の方が清潔でした。
- > 農村地区にはあばらやが多いのですが、管理所規定によれば煙突は家より高くて
- > はいけないことになっています。
- > 管理所にある井戸は 1 ヶ月に一回ほど消毒することになっています。
- > その度に人間の生殖機能を破壊する物質を投入するものと承知しています。
- > ですからすべての監督官、警備隊、保衛指導員は水さしを持っています。
- >
- > 収容所内部では 7 人監視体制が徹底的に実行されています。
- > もし 7 人の中で誰かが逃走しり不純な行動をした場合は、本人はもちろんその家族
- > も全員銃殺、処刑されるよう内部規律で定められています。
- > 1999 年 8 月国軍捕虜(朝鮮戦争時の韓国軍捕虜)で収容所で生活した金ジョンナムの
- > 父 金某氏(名前は思い出せない)は、咸境北道キョンウォン郡サス里のトラクタ
- > 一運転手だった。収容所では炭鉱大隊長だった(60-63 P\$4\$m)が、不発弾を隠匿し

- > ていた不純分子とのレッテルを貼られ、監視対象 7 人の家族、全 18 人を公開処刑し
- > ました。
- > 収容所内ではこのような事件はほとんど毎日のように起きていて驚くほどのこと
- > ではありません。
- >
- > ヒャンヨンに向かう 1 坑の方には 2 軒の赤いレンガ家があります。
- >
- > 死体をそこに集め、1 カ月に 1 回ずつ 1 坑の石炭出荷場に運び、石炭を少し載せその
- > 上に死体を置き、その上にさらに石炭を積んで偽装し、清津火力発電所や金策製
- > 鉄所にとって燃やしてしまうのです。
- >
- > 収容所の中心部落から約 1 キロ程行くと 5 メートル×15 メートルの死刑執行場所が
- > あります。
- > そこでは数万の人々が殺されました。
- > 一年中血の乾くことのない死刑場です。1987 年 5～6 月、収容所では大規模暴動が
- > 起きました。
- >
- > その際この死刑場で死んだ人だ 1\$G\$b1 千人を超えたと、当時収容所の保衛指導員
- > だった金ホ Chol(50-53)は誇らしげに話していたものです。
- > その後保衛部は、政治犯が楽なものだから余計なことを考えるのだと、収容所 28
- > キロ区間に高さ 5 メートル、幅 13 メートルの河川工事を課外時間に完工するという
- > 目標をたて、収容所内の満 6 歳以上のすべての収容者を総動員して、3 ヶ月間でこ
- > の工事を終わらせました。その間に如何に多くの命が失われたかは想像がつかだ
- > ろうと思います。河川工事にそれだけ多くの石が投入されたため、今でも管理所
- > の畑では豆粒ほどの石を見つけるのが難しいほどです。
- > その石を運ぶために死んだ子供たち、その父や母、兄弟姉妹を思うと安らかには
- > 眠れません。
- > 収容所には恐ろしい機械があります。
- > 収容所の入口の鉄道に置かれている数十個のキリが刺さった「貨物車検索台」が
- > それです。
- > 石炭を載せてこちらを通過するすべての列車は逃走防 ;\_N\$?%a7YHwBb\$N738\$rMx
- > 用した検索の後、まがまがしいキリで貨車に積載した石炭の中を刺してから通過
- > させています。
- >
- > 収容者は満 6 歳になると 7 時間のつらい労働に駆りだされます。
- > 農村に行けば家には子供用の背負子があります。

- > 瓦工場のある家族では4歳の子供が両親の作業を手伝っていましたし、秋になると
- > その幼い子供たちが「忠誠の外貨稼ぎ」として松茸の採取に駆りだされます。
- >
- >
- > 収容所の本部落から約2キロメートル離れたハンヨンの谷間(咸境北道セッコ
- > ル郡ヨンサン里)付近には一般人が出入りできない3軒のレンガ家があります。
- > この家は外から見るとただの平屋ですが、中に入ると地下1階地上1階の2階建てで
- > す。
- > ここは外部とはもちろん収容所内部でも徹底的に保安されており、党中央委員会
- > の出入許可のある人だけが出入りするようになっています。ある日その家に恩徳
- > 郡我吾地炭鉱で働いていた国軍捕虜 孫ジュンソン氏が政治的な発言をしたとし
- > て妻と息子(15歳ほど)娘(10歳ほど)と共に人体実験対象として来ていました。
- > 初めは笑ったり話したりしていたところからすると、殺されるとは知らずにいる
- > ようでした。
- > 私は実験が始まる前、実験室に護送員と共に入れました。
- > 完全武装した護送員たちの肩越しに人体実験の過程を初めから見ることができま
- > した。
- > 四面がガラスでできた密閉されたボックスの中に入り、木の椅子に座っている彼
- > らの姿は、アルコール漬けの標本のようなようでした。
- > ガスは実験室の天井に設置されたパイプを通じて、ガラスのボックスの中に流れ
- > るようになっています。
- > ボタンを押すと、天井からガスが出始め、そのガスが幼い子供の肌に迫ると、兄
- > と妹は父母に何か話していましたが、呼吸困難で呻き胸を押さえガラスの壁をカ
- > ンカン叩きながら「助けて」ともがきました。
- > &gt; そのガスは人を殺す毒性ガスでした。
- > 中枢神経系をマヒさせ血が凝固する作用があるということでした。
- > その時、自分自身苦しみながらも、子供のために死ぬ最後の瞬間まで全身でガスを
- > 防ぎガスの作用で体が冷めていく子供の命を少しでも長らえさせようと口を合わ
- > せて息を吹き込む両親の姿が今でも生々しく思い起こされます。
- >
- > これは私が直接目撃した北朝鮮の人体実験の現場でした。
- > 恥ずかしいことですが、当時の私は反党反革命分子はそうのように死んでも当然だ
- > と考えていました。
- > 私は当時のことを思うと胸が痛み罪悪感で夜もまともに眠れないことが多々あり
- > ます。
- > このように北朝鮮の収容所では今でも想像を超える罪悪が躊躇なく敢行されてい

- > ます。
- > 今まで北を脱出した多くの人々が北朝鮮で実際に見て体験した生々しい資料を提出していますが、韓国の人々はそれが自分たちの常識、尺度とかけ離れているが
- > ためにまともに理解できませ \$s!#
- > 一部の人たちは、脱北者はみな北朝鮮統治体制に不満を持った人々なので、客観
- > 的事実をありのままに話すのではなく感情的に誇張している、とまで思っています。
- > ですから私たちが主張することよりも北朝鮮当局者の嘘の方にもっと耳を傾けて
- > います。
- > 彼らは北朝鮮政権も曲がりなりに一つの政権なのだから、まさかそこまで嘘をつ
- > くださうかと考えるのです。
- > 人権問題は民主主義の核です。
- > 独裁国家が人権問題を受け入れるのは独裁を殺す毒薬を自ら飲むのに等しい。
- > 人権問題を解決することは、北朝鮮の核兵器とミサイル開発を抑制することとは
- > 比べようもなく重要なのです。
- > 北朝鮮の実情を世界に知らせ北朝鮮社会から政治犯収容所がなくなる日まで、い
- > や政治犯がない国になるその時までご支援下さい!
- > ありがとうございます。
- >
- > 2007年12月
- > 権赫
- >
- >

## 資料 1: ICC 規程第 7 条および第 9 条

### 第 7 条 人道に対する罪

1. 本規程の目的に関して、「人道に対する罪」とは、いずれかの一般住民に向けられた広範な攻撃または系統的な攻撃の一環として、この攻撃を知りながら行った次に掲げる行為のいずれかを意味する。

(略)

#### i 強制失踪

(略)

2. 第 1 項の目的に関して、

(略)

i 「強制失踪」とは、国家もしくは政治的組織によって、または国家もしくは政治組織の許可、支援もしくは黙認によって、人の逮捕、拘禁または拉致をすることであって、これに続き、長期的な期間についてこの人に対する法の保護を取り去る意図をもって、このような自由の剥奪の事実を認めることを拒み、またはこの人の生死または所在に関する情報の提供を拒むことを意味する。

3. (略)

### 第9条 犯罪成立要件

1. 犯罪成立要件は、第 6 条、第 7 条および第 8 条の解釈および適用にあたって本裁判所に提示される。これらの要素は、締約国会議の構成国の 3 分の 2 の多数によって採択される。

2. 犯罪成立要件は次に掲げる人によって修正することができる。

a いずれかの締約国

b 絶対的多数の判事

c 検察官

この修正は、締約国会議の構成国の 3 分の 2 の多数によって採択されなければならない。

3. 犯罪成立要件およびこれに対する修正は、この規程に合致するものでなければならない。

資料 2: ICC 準備委員会採択の犯罪成立要件(International Criminal Court, Elements of Crimes, U.N. Doc. PCNICC/2000/1/Add.2 (2000))第 7 条(1)(i)

第 7 条(1) (i)

人道に対する罪:強制失踪<sup>[24]</sup>

要素

1. 犯罪者が

(a) 1人以上の人を逮捕, 拘禁または誘拐したこと, または

(b) 逮捕, 拘禁または誘拐を認めるのを拒否した, 若しくは, 逮捕, 拘禁, 誘拐された人または人々についての消息や居場所についての情報を提供することを拒否したこと。

2. (a) かかる逮捕, 拘禁または誘拐の後またはそれに付随して, 逮捕, 拘禁, 誘拐された人または人々の自由を奪ったことを認めようとしなかったこと, 若しくは, 逮捕, 拘禁, 誘拐された人または人々についての消息や居場所についての情報を提供することを拒否したこと, または

(b) かかる拒否が自由を奪ったことに先立ったか付随していたこと。

3. 犯罪者が以下のどちらかに気づいていたこと。

(a) かかる逮捕, 拘禁または誘拐の後, 通常は, 逮捕, 拘禁, 誘拐された人または人々の自由を奪ったことを認めようとしないこと, 若しくは, 逮捕, 拘禁, 誘拐された人または人々についての消息や居場所についての情報を提供することを拒否すること, または

(b) かかる拒否が自由を奪ったことに先立ったか付随していたこと。

4. かかる逮捕, 拘禁または誘拐が国家や政治組織により, あるいは国家や政治組織の許可, 支援または黙認により行われたこと。

5. 逮捕, 拘禁, 誘拐された人または人々の自由を奪ったことを認めようとしないこと, 若しくは, 逮捕, 拘禁, 誘拐された人または人々についての消息や居場所につ

いての情報を提供することを拒否することが国家や政治組織により、あるいは国家や政治組織の許可、支援または黙認により行われたこと。

6. 犯罪者が逮捕、拘禁、誘拐された人または人々を長期間、法の保護下から切り離すことを意図していたこと。

7. 強制失踪が、文民に対する広範なあるいは組織的な攻撃の一環としてなされたこと。

8. 犯罪者が、強制失踪が文民に対する広範なあるいは組織的な攻撃の一環としてなされたことを知っていたか、意図していたこと。

[24] 強制失踪については、要素 7 及び 8 に言う攻撃が ICC 規定発効後に行われた場合に限る、ICC の裁判権が及ぶ。

資料 3： 強制失踪からの全ての個人の保護に関する宣言(Declaration on the Protection of All Persons from Enforced Disappearance, A/RES/47/133 (1992))第 17 条 1 項

## 第 17 条

1. 強制失踪を構成する行為は、犯罪者が失踪した個人の消息や居場所を隠し続けており、そのためこれらの事実が分からないままになっている限り、犯罪として継続しているものとみなす。

## 北朝鮮の人権状況の改善に何ができるか

2007. 12. 14

特定失踪者問題調査会 専務理事 真鍋貞樹

北朝鮮の人権状況の改善のためには、拉致問題の全容解明と全ての国の拉致被害者の救出が一つの大きな鍵になる、という観点から報告と提言を致します。

拉致問題は北朝鮮のあらゆる工作機関が複雑に絡み合い、永年にわたって、継続してきた重大な国家犯罪です。そして、拉致された被害者のみならずその家族に対する永年にわたる人権蹂躪です。この北朝鮮による国家犯罪を暴くことと、そして被害者の全員の救出をめざすことは、北朝鮮における人権問題を解決していくために、大きな貢献をするものだと考えています。

そのためには、北朝鮮国内に拉致被害者が現在、どこに、誰が、どのように生きておられるのかの情報を集めることが大切だと考えています。

そこで、具体的な情報を集めるための具体的な方法論の提言を致します。

一つは、これは皆さんも求められていることですが、北朝鮮国内に対する人権査察・調査を実現していくことです。国際機関ならびに国際的NGOが、協力して北朝鮮に対して人権問題の実態調査の受け入れを強く求めていくことです。もちろん、北朝鮮がそれを受け入れることは考えられません。さらに、もし実現しても無難な場所しか査察することを認めないことでしょう。しかし、こうした働きかけを北朝鮮に対して、国際社会が一致して継続して求めていくことの意味は大きいと思います。

二つは、脱北者を保護し、彼らからもっと多くの情報を収集することが重要だということです。そのためには、脱北者の保護について、これまで以上に各国のNGOが協力し合い、関係諸国の政府に強く求めていくことが求められています。

そして、三つは、逆に北朝鮮の国内へ情報を注入していくことです。私たちの団体を含めていくつかの団体が、すでに短波放送や風船によるビラの配布といった活動を続けています。それらに加えて、直接的に北朝鮮の人民に世界の情報が伝わる方法論として、多くの北朝鮮人民を国外に合法的に出して、実際に世界の動きを肌で感じてもらうようにすることです。例えば、北朝鮮の中学生や高校生を、毎年500名程度、海外に招待していくことです。その際、彼らは選ばれた核心的な生徒たちかもしれません。しかし、世界の実態を自分で見れば、自分たちで自分たちの国の問題を考え、変えていくことの大切さを自覚するきっかけになるでしょう。

こうした方法論は即効性のあるものではなく、迂遠な方法かもしれませんが、しかし、こうした活動を通じて、北朝鮮国内の情報を得られることは確実だと思います。その情報をえられることにより、北朝鮮国内にいるあらゆる国の拉致被害者を救出していくことが現実のものになることでしょう。そして、拉致被害者を救出することを通じて、国際社会が北朝鮮の人権問題の解決へと目を向け、努力していくことになると思います。

北朝鮮の人権改善に何ができるか

情報収集と国際的人権査察

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 三浦小太郎

北朝鮮の人権抑圧体制と、中国における脱北者の苦難は本質的にはまったく変わっていない。この人権侵害の状況の改善のためには、各NGOの国際的連帯と、それによる情報の共有、また国際社会への呼びかけが急務であり、ひいては国際的機関による、核査察だけではなく北朝鮮への「人権査察」が必要である。

1、北朝鮮国内及び脱北者の人権侵害状況の証言を集約し、国際的な人権査察を求める

今現在、韓国には約1万人、日本には100数十名、アメリカにも数十名の脱北者が定住している。彼らの北朝鮮における人権侵害や、また中国脱出時の体験などを、文章もしくはインタビュー映像などの形で各国救援団体等が出来るだけ聞き取り、その情報を集約して国連人権委員会並びに国際刑事裁判所などに持続的に提出、北朝鮮に対する国際的な人権査察の必要性を訴える。守る会では、日本人妻2名及び脱北者2名に対する聞き取り調査を本年度ほぼ終了しており、この資料を提出する用意がある。

2、中国政府に対する抗議並びに自国政府への要望

北朝鮮問題は中国問題でもある。中国政府が脱北者の逮捕と強制送還を停止しない限り、脱北者の悲劇は終わらない。現在、中国政府は、欧米を中心とした国際社会の抗議の声に、ダルフールにおける自国の政策をやや変換させている。北京オリンピックに向けて中国政府も国際的批判に対し多少は耳を傾ける傾向

にあり、脱北者の中国における体験などを国際的にアピールする事が効果を挙げうる可能性もある。各国政府にNGOが脱北者の中国体験を報告し、中国との経済交流やオリンピックへの参加は、脱北者問題の人道的解決とセットでなければならないことを、日、米、韓国政府が中国に求めていくよう訴える。

### 3、帰国者・日本人妻の安否調査並びに救援

日本国は1959年に始まった北朝鮮帰国事業で9万3千人の帰国者、日本人配偶者が北朝鮮に帰国しており、その名簿は赤十字並びに法務省に保存されている。日本国政府は日本国籍者である日本人配偶者に対しては国民としての保護として、その安否調査並びに希望する人々の日本再帰国を求める権利と義務がある。現在日本国には数名の日本人妻が脱北して定住しており、彼女らの証言から、北朝鮮での日本人配偶者の苦難は明らかであり、一刻も早い救援が必要である。私達は守る会は、この日本人妻問題、帰国者問題では積極的に日本国政府に救援を要請し、日朝交渉の場で北朝鮮に安否調査などを要請することを求めている。